

平成23年4月1日
号外第4号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○地籍調査に関する事業計画（178・農山村振興課）…………… 1

告 示

秋田県告示第178号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成23年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成23年4月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行う者の名称
秋田市
- (2) 調査地域
秋田市雄和平尾鳥字広面、藤森、長滝
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称
能代市
- (2) 調査地域
能代市二ツ井町字下山崎ほか5字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 3(1) 調査を行う者の名称
横手市
- (2) 調査地域
横手市安本、増田町亀田、平鹿町中吉田、雄物川町沼館、大沢、十文字町腕越、梨木、山内南郷字太平ほか32字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 4(1) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (2) 調査地域
男鹿市相川、北浦字北浦ほか5字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 5(1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市秋ノ宮、皆瀬字内城ほか26字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 6(1) 調査を行う者の名称
鹿角市
- (2) 調査地域
鹿角市十和田末広、十和田瀬田石字民部沢ほか19字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで

- 7(1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市湯沢、滝ノ沢、宮沢、矢島町立石、東由利館合、老方字仲ノ沢ほか16字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 8(1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市強首、協和船岡、太田町川口、三本扇字海老沼ほか13字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 9(1) 調査を行う者の名称
仙北市
- (2) 調査地域
仙北市角館町西長野字野田、熊堂、上野、川下田
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 10(1) 調査を行う者の名称
藤里町
- (2) 調査地域
藤里町粕毛字熊の岱ほか7字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 11(1) 調査を行う者の名称
八峰町
- (2) 調査地域
八峰町八森、峰浜田中字鳥矢場ほか9字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 12(1) 調査を行う者の名称
美郷町
- (2) 調査地域
美郷町金沢西根、黒沢字高野ほか12字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで
- 13(1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
羽後町杉宮、貝沢字家妻ほか13字
- (3) 調査期間
平成23年4月1日から平成24年3月30日まで

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号